

高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の内容

本プロポーザルの審査は、別表「高知県立学校授業料等徴収管理システム構築委託業務審査基準」（以下「審査基準」という。）により、提案評価及び価格評価を実施する。

3 審査の配点

審査の配点は、提案評価 360 点、価格評価 40 点の合計 400 点とする。

4 審査委員会

審査委員会では、参加者のプレゼンテーション及び企画提案書の審査を実施する。

(1) プレゼンテーション

参加者から提出された企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションを開催する。

(2) 企画提案書の審査

参加者から提出された企画提案書の審査を実施する。

5 審査方法

各審査委員の合議により各評価点を決定する。

(1) 提案評価

提案評価は、審査基準に基づき評価する。

(2) 価格評価

価格評価は、参加者から提案された経費見積額に対して、審査基準に従い評価点を算出する。

ただし、経費見積額が募集要項に規定する見積限度額を上回っている場合は、その時点で当該参加者を失格とする。

6 契約の相手方の選定方法について

5による審査の結果、総得点の高い順に、随意契約の相手方となる候補者及び次点者を選定する。

ただし、選定に際して、総得点が同一の場合は、経費が安価な参加者を候補者として選定する。